

「三重ふるさと名物商品販路拡大事業」商品募集要領（3次募集）

1 趣旨・目的

三重県では、国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金（消費喚起・生活支援型）」を活用し、三重県内の販売事業者・生産者等による魅力ある商品（以下、「ふるさと名物商品」という。）を、インターネット通販サイト（以下、「通販サイト」という）を活用し、県内外の消費者に対して割引価格で販売する事業を実施します。

本事業を通じて、テレビ・雑誌・デジタルメディア等のメディアミックスによる効果的なプロモーションを行うことにより、三重県産品の全国的な認知度の向上をはかり、域外消費の促進、新たな消費喚起につなげます。

本事業の実施にあたり、通販サイトで取り扱う「ふるさと名物商品」の3次募集を実施します。

2 事業内容

（1）運営事業者

本事業の運営事業者は、「株式会社日経ビーピー（「虎ノ門市場」の関係会社を含む。）」です。

（2）実施方法

日経グループ企業であるテレビ東京コミュニケーションズが運営する通販サイト「虎ノ門市場」および株式会社日経ビーピーが運営する「日経BPセクション」において、三重県が選定する「ふるさと名物商品」を取り扱う特設販売サイトを設け、割引販売を行います（割引率30%）。

「ふるさと名物商品」の販売にかかる割引補てん分については、本事業にて負担します。本事業での割引補てん額は、7,581万円を上限とし（販売想定額は2億5,272万円）、割引補てん額の上限に達した時点で割引販売を終了します。

※ 割引販売終了後も、特設販売サイト自体は平成28年2月末まで継続します。

（3）販売期間

平成27年8月から平成28年2月29日まで

（4）「ふるさと名物商品」のプロモーションの実施

日経グループのテレビ、雑誌、デジタルメディア等のメディアミックスによる効果的なプロモーションを展開し、通販サイトへの集客につなげるとともに、県産品の認知度の向上や新たな商品喚起につなげます。

また、三重県HPにおいて、国の交付金を活用した消費喚起事業のプロモーションサイトを設け、本事業の紹介を行っています。

(URL: <http://mie30.jp/miePre/index.html>)

3 募集概要

(1) 対象事業者

三重県内に事務所または事業所を有する個人、法人、その他の団体であって、次のすべての要件を満たす者とします。

- ・ ネットを活用した販売に意欲的な者
- ・ 県外への販路開拓・拡大に意欲的な者
- ・ 販売期間中、商品の安定供給ができ、消費者への発送ができる体制がある者

(2) 出品商品

以下アからウの要件のすべてを満たす商品とします。

ア 対象商品

次の各号のいずれかに該当すること。

- ① 農林水産物については、三重県内で生産、収穫されたものであること。
- ② 農林水産物以外の商品（加工食品、工芸品等）については、製造・加工・販売のいずれかが三重県内事業者により行われていること。

イ 安全・安心要件

安全安心のため、次の各号のすべてを満たしていること。

- ア) 食品表示法、農薬取締法、薬事法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、JIS規格（日本工業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- イ) 品質・衛生管理が適正に行われていること。（確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること。）
- ウ) PL保険等に参加し、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること。
- エ) 知的財産権の係争中でないこと。
- オ) 発火、爆発等の危険性がないこと、また異臭発生のおそれがないこと。
- カ) 公序良俗に反しないものであること。

ウ その他の条件

次の各号のすべてを満たしていること。

- ア) 三重県らしさなど三重県のPR、イメージアップにつながる商品であって、商品の背景や生産者のこだわり等のストーリーとともに紹介できる商品であること
- イ) 運搬中の毀損等が生じない梱包を行うなど、十分に配慮された商品であること。
- ウ) 食品の場合は、賞味期限や消費期限に十分配慮できる商品であること。
- エ) 通常販売価格（消費税込）が原則 2,000 円～20 万円の範囲内であること。
ただし、通常販売価格が 2,000 円未満であっても、複数または異なる商品を組み合わせたセット販売をすることにより、2,000 円以上としたときは、1 商品とみなす。

(3) 申込可能商品数

特に制限を設けません。これまで、申込を行った事業者において、追加の申込も可能です。

複数の商品を申し込む場合は、申込書を商品ごとに作成してください。

(4) 対象外商品ジャンル

医薬品、サプリメント、動植物、ペット用品、書籍、美術品、家電、商品券、工事等が必要なもの、その他本事業の通販サイトに適さないと県が判断するものは、対象外となります。

○ 参考：販売サイトについて

【虎ノ門市場】

- ・ テレビ東京コミュニケーションズが運営する旅・グルメ番組と連動した通販サイト（2007年5月開設）
- ・ 主な対象顧客は、大都市圏の40代から70代の中・高所得者層。全国各地の「名品・逸品」を、商品の背景や生産者のこだわりといったストーリーとともに紹介、販売を実施

【日経BPセレクト】

- ・ 日経ビーピーが運営する厳選アイテムを取り扱っている通販サイト
- ・ 主な対象顧客は、30代から60代の男性層であるが、家族用に女性層向け商品も売れている。匠の技や、素材へのこだわりを持ちつつ、数ある商品の中からこれぞというグッズを取り扱っており、商品の背景や生産者のこだわりといったストーリーとともに紹介、販売を実施

4 事業スキーム

(1) 販売場所

【食品】 テレビ東京「虎ノ門市場」 (<http://www.toranomon-ichiba.com/>)

【食品以外の商品】 日経BP社「日経BPセレクト」

(<http://www.nikkeibp.co.jp/selection/>)

※ 同サイト内に「三重ふるさと名物商品」の特設サイトを開設しています。

(2) 販売方法

① 食品

「虎ノ門市場」において注文を受け付け、取引事業者への発注書、配送伝票の送付、集荷手配を行います。

出荷当日、ヤマト運輸が配送伝票を取引事業者へお届けに上がります。取引事業者は商品の準備と商品に配送伝票を貼付する対応のみとなり、産地直送でお客様に商品が届きます。

② 食品以外の商品

「日経BPセレクション」において、お客様から注文が入った段階で各事業者
に商品の発注書をお送りします。その発注書に基づいて指定の倉庫に納品してい
ただき、お客様に商品をお届けします。

(3) 費用負担

販売にかかる手数料を含め取引条件については、商品選定後、運営事業者と取
引事業者との協議により決定します。

なお、商品の紹介およびウェブサイト等への掲載等にかかる広告料や掲載料等
の費用は一切生じません。

(4) 支払手続

① 食品「虎ノ門市場」

支払いは、毎月末日に当月分の出荷数を集計し、その商品代金を翌月末日に運
営事業者よりお支払いします。

② 食品以外の商品「日経BPセレクション」

発注分の請求書を毎月15日までに日経BP社宛にお送りいただき、翌月10日
に各事業者にて現金振り込みにてお支払いします。

(5) その他

お取引開始の際には、商品に関する説明・宣伝のための素材（写真等）の提供
を、また、食品に関しては、お取引開始前に、各種証明書（細菌検査結果、産地証
明等）の提出をお願いします。

5 応募手続

(1) 応募期間

3次募集：平成27年11月13日から11月24日まで

(2) 商品取扱申込書の提出

商品取扱いを希望する場合は、三重県ホームページより「商品取扱申込書（様
式1）」及び「エントリーシート（様式2-1または2-2）」をダウンロードし、
必要事項を記入のうえ、以下のメールアドレスあてに「商品取扱申込書」、「エン
トリーシート」、事業者および商品に関するパンフレット等の書類を添えて提出して
ください。

【申込書のダウンロードはこちら】

三重県営業本部担当課ウェブサイト

<http://www.pref.mie.lg.jp/eigyo/HP/index2.htm>

【提出先】

E-mail : eigyo@pref.mie.jp

三重県 雇用経済部 三重県営業本部担当課 あて

※ 県庁メールサーバの都合上、データ容量が4MBを超えないようご注意ください。

※ 郵送または持参も可能です。なお、提出のあった書類は返却しませんので、ご了承ください。

郵送の場合：〒514-8570 三重県津市広明町13番地 三重県営業本部担当課

※募集期間内に必着のこと。「申込書在中」と明記してください。

持参の場合：三重県庁8階 三重県営業本部担当課

6 商品選定手続

- (1) 「ふるさと名物商品」は、申込みのあった商品から、県と運営事業者との協議により選定します。選定後、応募者へ選定結果を通知します。
- (2) 商品選定にあたり、商品サンプル等のご提供を求める場合があります。商品サンプル等の提供については、別途ご連絡します。
- (3) 選定された事業者は、取引条件等について運営事業者と協議のうえ、運営事業者と個別に契約を行っていただきます。

7 その他

- (1) 取扱商品の売上等に関する情報、購入者属性に関する情報、商品のブラッシュアップにつながる情報等を出品事業者へフィードバックします。また、冬頃に出品事業者を対象としたフォローアップ研修会を開催します。
- (2) 本事業の実施に関する連絡事項、「Q & A」等については、三重県営業本部担当課ウェブサイト (<http://www.pref.mie.lg.jp/eigyo/HP/index2.htm>) にて、随時、情報提供します。

【三重ふるさと名物商品販路拡大事業について】

国においては、消費喚起による新規需要の創出、観光振興等を通じて、まち・ひと・しごと創生を推進するため、「地域住民生活等緊急支援のための交付金（消費喚起・生活支援型）」を実施しています。

この交付金を活用し、三重県では平成 27 年度において、「みえの消費喚起・地方創生推進事業」として、県産品や旅行券等をプレミアム価格で販売するなどの取組を行っています。

本事業は、「みえの消費喚起・地方創生推進事業」のひとつとして実施するもので、インターネット通販サイトによる県産品の割引販売を通じて、県産品の認知度の向上、域外消費の促進、新たな消費喚起につなげることを目的として実施します。

加えて、一過性の消費喚起だけではなく、本事業によるネット通販やメディアによるプロモーションの取組をきっかけとして、県内事業者の皆さまの販路開拓・拡大等の継続的な取組につなげていただきたいと考えています。

○ 本事業に関するお問い合わせ窓口

三重県 雇用経済部 三重県営業本部担当課 担当：米津、松崎、山本

電話：059-224-2386 FAX：059-224-3024

E-mail：eigyo@pref.mie.jp